

# 日火連短信

平成25年2月22日 第45号

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会  
〒106-0041 専務理事 金子 孝文  
東京都港区麻布台 2-3-22 (一乗寺ビル3F)  
電話 03-5549-9041 FAX03-5549-9042  
URL <http://www.nikkaren.jp/>  
e-mail kaneko@nikkaren.jp  
info@nikkaren.jp

火薬類取締法の火工品に当たる動物生態調査用遠隔測定発信器に関する火取法施行規則及び関係告示を一部改正(平成25年2月13日付け)されたのでお知らせします。

## ◎経済産業省令第四号

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令 平成25年2月13日公布  
火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。 ※MSゴシック下線部を改正

(無許可消費数量)

**第四十九条** 法第二十五条第一項ただし書の規定により許可を受けないで消費することのできる火薬類の用途及び数量は、次の各号によるものとする。

六 動物の駆逐の用に供するために消費する場合には、一日につき空包百個以下又は

原料をなす火薬又は爆薬十グラム以下の煙火二百個以下

**六の二 動物の行動の範囲の調査その他動物に係る調査の用に供するために動物に取り付ける装置であつて、空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報その他の情報を送信し、及び記録するもの(以下「発信器」という。)**を動物の駆逐を目的とする調査のために消費する場合(当該発信器の原料をなす火薬が三十ミリグラム以下で、かつ、爆薬が三十ミリグラム以下である場合又は火薬が六十ミリグラム以下である場合に限る。)には、無制限

(消費の技術上の基準)

**第五十条** 法第二十六条の規定による火薬類(コンクリート破砕器、建設用びよう打ち銃用空包、模型ロケットに用いられる火薬類、**発信器**及び煙火を除く。)の消費で土木工事、土石採取その他の事業に係るものの技術上の基準は、次条から第五十六条まで、コンクリート破砕器の消費の技術上の基準は、第五十六条の二、建設用びよう打ち銃用空包の消費の技術上の基準は、第五十六条の三、模型ロケットに用いられる火薬類の消費の技術上の基準は、第五十六条の三の二、**発信器の消費の技術上の基準は、第五十六条の三の三、煙火の消費の技術上の基準は、第五十六条の四に定めるところによる。**

**第五十六条の三の三 消費場所において発信器及びその交換部品(火工品に限る。)**

**(以下「発信器等」という。)**を取り扱う場合には、**第五十一条第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。**

- 一 **発信器等を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。**
- 二 **発信器等は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該発信器等を使用しないこと。**
- 三 **前号の検査により使用に適さないと判断された発信器等は、その旨を明記した上で、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。**

四 **動物に取り付けた発信器の位置を常に確認すること。**

五 **発信器の点火は、当該発信器に用いられる電池の残量に十分な余裕を確保しつつ行うこと。**

◎ 経済産業省告示第十八号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第十五条第一項の規定に基づき、昭和四十九年通商産業省告示第五十一号（火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火工品の数量）の一部を次のように改正し、平成二十五年二月十三日から施行する。

※太字下線部改正(追加)

都道府県知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者	法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者であつて、その事務又は事務に要する火薬類を消費する都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	その他の事業の場合		販売業者であつて、販売のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	貯蔵する者等の区分	貯蔵するその他の火工品の種類
		6ヶ月以内に完了する事業の場合	その他の事業の場合			
50				500		タイヤバースト(火薬 10g以下のもの)(個)
100				2,000		点火玉(爆薬 50 mg以下のもの)(個)
100				2,000		点火具(火薬 2g以下、爆薬 50 mg以下のもの)(個)
500						爆着栓(爆薬 6g以下のもの)(個)
50				100		ケーブルカッター(火薬及び爆薬 1g以下のもの)(個)
		500	1,000			管付みちび(火薬及び爆薬 10g以下のもの)
		100	200	2,000		MSコネクタ(爆薬 1g以下のもの)(個)
		50	100			爆発拡管器(爆薬 40g以下のもの)(個)
		50	100			爆発圧接コード(1m当たりの爆薬量が300g以下のもの)(m)
5	25					警備用火工品(kg)
10,000				100,000		体外衝撃波腎結石破碎機用圧力発生具(爆薬 11mg 以下のもの)(個)
		100	300			導火管付き雷管(個)
		100	100			導火管(1m 当たりの爆薬量が 0.03g以下のもの)(m)
		100	100			制御用コード(1m)当たりの爆薬量が 100g 以下のもの(m)
<u>100</u>				<u>2,000</u>		<u>火薬類取締法施行規則第 49 条第 6 号の 2 に規定する発信器及びその交換部品(火工品に限る。)(火薬 30mg 以下で、かつ、爆薬 30mg 以下のもの又は火薬 60mg 以下のもの)(個)</u>